

内閣参質一九〇第四号

平成二十八年一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に対する経済制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に対する経済制裁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「経済制裁」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、平成十八年に全ての北朝鮮籍船の入港の禁止及び北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止の措置を、平成二十一年に北朝鮮に向けた全ての品目の輸出禁止の措置をとったところである。こうした我が国の対北朝鮮措置は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等を踏まえ、総合的に判断してとってきたものである。

